

「職員研修施設に関する調査」の結果に基づく勧告に対する改善措置状況（2回目のフォローアップ）の概要（ポイント）

【勧告先】内閣府、国家公安委員会（警察庁）、総務省、法務省、外務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省（12府省）
【勧告日】平成22年12月10日
【1回目の回答日】平成23年8月30日～9月12日
【2回目の回答日】平成24年11月2日～11月19日

1 調査概要

各府省が研修を実施するために設置している施設（以下「研修施設」という。）の運営等は各府省に任されているが、その稼働状況や業務の実施状況等の面で効率化を図る余地があるものがみられることから、国有財産の売却又は有効活用や、施設の効率的な運用を推進する観点から、研修施設の設置状況、研修の実施状況等の調査を実施

調査結果を踏まえ、①研修施設の廃止、縮小等、②効率的な研修の実施の推進、③運営の適正化、④研修施設の運営実態の把握・分析の推進などの課題について勧告

この勧告に対し、各府省が講じた改善措置のその後の改善状況を公表するもの

2 主な勧告事項及び関係府省が講じた改善措置状況

（1）研修施設の廃止、縮小又は有効活用

- 【勧告事項】
- 稼働率が低調となっている研修施設などについて、廃止、縮小又は有効活用（7府省14研修施設）
 - 民間施設に宿泊する場合に比べて国費の支出が割高になっている宿泊施設について、廃止、縮小又は有効活用（6府省14研修施設）
 - 研修を実施するに当たって必要性の乏しい体育施設について、種類や形状等を踏まえ、廃止、縮小等（7府省16研修施設）

その後の改善状況

- 平成23年度末をもって廃止したものが1府省1研修施設。廃止を予定しているものが2府省2研修施設。研修施設の縮小を予定しているものが2府省2研修施設、研修施設の有効活用を図っているものが6府省9研修施設
 - 宿泊施設を廃止したものが2府省7研修施設。廃止を予定しているものが1府省1研修施設。宿泊施設の有効活用等による経費の削減の措置を講じているものが4府省6研修施設
 - 体育施設を廃止したものが4府省9研修施設。廃止を予定しているものが3府省3研修施設。体育施設の有効活用を図っているものが1府省4研修施設
- ※ 廃止、縮小等の勧告により、6府省17施設の全部又は一部を処分（予定を含む）⇒ 国有財産台帳価格 51億4,807万円

（2）効率的な研修の実施の推進

- 【勧告事項】
- 業務に直接関係しない内容の研修等の廃止（4府省11研修施設24研修）
 - 重複した内容の研修、知識を付与するための研修等の実施方法の見直し（3府省4研修施設17研修）
 - 研修の廃止を含めた抜本的な見直し（1府省1研修施設25研修）

その後の改善状況

- 指摘した研修は、全て、平成22年度末までに廃止
- 指摘した研修については、平成23年度実施分から、共通課程の合同実施など、全て、その実施方法等の見直しを実施
- 研修内容の抜本的な見直しを行い、平成24年度から、研修ニーズに対応した新たな研修体系に基づき実施
本来の設置目的外となっていた特別研修は平成23年度に廃止

（3）運営の適正化

- 【勧告事項】
- 一般競争契約等の競争性の高い契約方式へ移行（2府省2研修施設）
 - 研修対象以外の受講者からの研修に要する実費相当分の費用の徴収（3府省14研修施設）

その後の改善状況

- 指摘した調達等については、平成23年度から、競争性の高い一般競争入札により契約を締結
- 実費負担を求めるとしたものが1府省11研修施設、実費負担を求める予定のものが1府省1研修施設、その他研修施設自体が廃止となるものなどが2府省2研修施設

（4）研修施設の運営実態の把握・分析の推進

- 【勧告事項】
- 研修施設の利用及び運営実態を府省全体で把握し、それらの分析結果に基づいて、研修施設のコスト縮減など研修施設の見直し（12府省）

その後の改善状況

- 指摘した12府省全てにおいて、所管する研修施設の稼働状況等を統一的に把握する仕組みを整備

職員研修施設に関する調査結果に基づく勧告に対する 改善措置状況（2回目のフォローアップ）の概要

【調査の実施時期等】

1 実施時期 平成21年12月～22年12月
2 調査対象機関 調査対象機関：内閣府、宮内庁、公正取引委員会、国家公安委員会（警察庁）、金融庁、消費者庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省
関連調査等対象機関：都道府県、市区町村等、民間団体等

【勧告日及び勧告先】 平成22年12月10日 内閣府等12府省に対し勧告

【回答年月日】 平成23年8月30日～23年9月12日

内 閣 府	平成23年8月30日	国家公安委員会（警察庁）	平成23年9月1日	総 务 省	平成23年9月12日
法 務 省	平成23年8月30日	外 務 省	平成23年9月1日	財 務 省	平成23年9月2日
厚 生 労 働 省	平成23年8月31日	農 林 水 産 省	平成23年8月30日	経 済 産 業 省	平成23年9月1日
国 土 交 通 省	平成23年9月6日	環 境 省	平成23年8月31日	防 衛 省	平成23年8月30日

【その後の改善措置状況に係る回答年月日】 平成24年11月2日～24年11月19日

内 閣 府	平成24年11月7日	国家公安委員会（警察庁）	平成24年11月9日	総 务 省	平成24年11月2日
法 務 省	平成24年11月9日	外 務 省	平成24年11月9日	財 務 省	平成24年11月9日
厚 生 労 働 省	平成24年11月13日	農 林 水 産 省	平成24年11月19日	経 済 産 業 省	平成24年11月2日
国 土 交 通 省	平成24年11月12日	環 境 省	平成24年11月12日	防 衛 省	平成24年11月9日

【調査の背景事情】

- 研修施設の設置・運営は各府省に任されており、研修施設は、本府省に中央研修機関のみを設置しているもの、地方に研修支所等を複数設置しているもの、単独の研修施設を設置しているもの、合同庁舎内に教室を置いているもの、宿泊施設や体育施設を設置しているものなど多種多様となっている。
- 政府は、財政健全化に向けた基本的な考え方等を取りまとめた「財政運営戦略」（平成22年6月22日閣議決定）において、全ての歳出分野の事務及び事業の必要性、執行の効率性等の観点から不断の見直しを行うことにより、歳出の無駄の排除を徹底することを歳出見直しの基本原則とし、国の行政機関においては、減量・効率化の観点から、定員の合理化、国有財産の一層の有効活用が求められている。
- 内閣府行政刷新会議の事業仕分けにおいて、国土交通大学校が対象となり、「研修・施設の在り方等について政府全体で見直す」とこととされたところ。
- 本調査は、各府省に設置されている研修施設の設置状況、研修施設における研修の実施状況、研修施設の活用状況等について、国有財産の売却又は有効活用や、施設の効率的な運用を推進する観点から、網羅的に調査を実施

主な勧告事項	関係府省が講じた改善措置状況
<p>1 研修施設の廃止、縮小等</p> <p>(1) 研修施設を廃止、縮小等することが可能とみられるもの</p> <p>(勧告要旨)</p> <p>関係府省は、国費の効率的かつ効果的な執行等の観点から、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 研修施設の稼働率が低調となっているなど、廃止、縮小等することが可能と指摘した研修施設については、廃止、縮小等すること。（内閣府、総務省、法務省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、環境省）</p> <p>(背景事情等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 政府は、「財政運営戦略」（平成22年6月22日閣議決定）において、全ての歳出分野の事務及び事業の必要性、執行の効率性等の観点から不断の見直しを行うことにより、無駄の排除を徹底することを歳出見直しの基本原則としているところ ○ 研修施設については、行政刷新会議で「研修・施設の在り方等について政府全体で見直す」とされ、また、「国有財産の有効活用に関する報告書」（平成19年6月15日国有財産の有効活用に関するフォローアップ有識者会議）等において、廃止や移転、各府省共用による施設の効率的な運用を図ることとされているところ <p>(調査結果)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 研修施設の廃止が可能とみられるもの（2府省2研修施設） <ul style="list-style-type: none"> • 施設稼働率が15.3%と極めて低調。沖縄総合事務局内の研修室で代替可能（沖縄総合事務局研修所） • 施設稼働率が16.5%と極めて低調。また、各種会議等については、厚生労働省本庁舎内の会議室等での実施が可能（厚生労働省白金台分室） 	<p>→：「回答」時に確認した改善措置状況 ⇒：「その後の改善措置状況に係る回答」時に確認した改善措置状況</p> <p>＜改善措置状況＞</p> <p>→ 平成23年度末をもって研修施設を廃止することとしたものが1府省1研修施設、廃止を予定しているものが1府省1研修施設 ⇒ 平成23年度末をもって研修施設を廃止したものが1府省1研修施設、廃止を予定しているものが1府省1研修施設</p> <p>【内閣府】 (沖縄総合事務局研修所) → 勧告の趣旨を踏まえ、平成23年度末をもって沖縄総合事務局研修所を廃止することとし、財務当局への引継ぎを円滑に進める予定 ⇒ 沖縄総合事務局研修所は平成23年度末をもって廃止</p> <p>【厚生労働省】 (厚生労働省白金台分室) → 廃止に向けて調整中 ⇒ 会議等で活用されているため直ちに廃止できないが、平成27年度に</p>

主　な　勧　告　事　項	関係府省が講じた改善措置状況
<p>○ 研修施設の規模・機能の縮小が可能とみられるもの（2府省2研修施設）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 広大な土地を保有し、多数の施設を設置しているものの、土地や施設の未利用が多く、非効率な状況になっていることなどから、研修施設の規模の大幅な縮小が可能（農林水産研修所つくば館水戸ほ場） ・ 研修実施日数が平均で週2日に満たないなど、施設全体の稼働率が低調。障害児の入所施設の在り方の見直しに伴い新たに必要となる機能への用途変更を行うなどにより、研修施設の機能の縮小が可能（秩父学園附属保護指導職員養成所（研修棟、宿舎棟）） <p>○ 研修施設の共同利用による府省内での一体的な運用を行うなどにより、研修施設の廃止、規模の縮小又は有効活用が可能とみられるもの（4府省）</p>	<p>廃止予定 (注) 平成27年度に完成予定の西ヶ原合同研修所に移転を予定</p> <p>→ いずれも改善措置を検討中 ⇒ 研修施設の規模の縮小を進めているものが1府省1研修施設、研修施設の機能を縮小し研修以外の新たな事業に活用しているものが1府省1研修施設</p> <p>【農林水産省】 (農林水産研修所つくば館水戸ほ場) → ほ場の集約化を行い、全体としては場面積を半減させる等の改善策を平成23年12月末を目途に策定。今後、関係機関とも調整の上、速やかに具体化を図る予定 ⇒ 平成23年12月、ほ場面積を半減させる等の改善策を策定。 これにのっとり、平成25年度を目途に利用率の低い隔地ほ場を廃止予定（ほ場面積25haのうち13haを廃止予定）</p> <p>【厚生労働省】 (秩父学園附属保護指導職員養成所（研修棟、宿舎棟）) → 障害児施設の一元化の動き（注）を踏まえ、研修施設の具体的な活用方策について検討予定 (注) 平成22年12月に「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」が成立（平成24年4月施行） ⇒ 平成23年度までは重度・最重度の知的障害児を入所させ保健指導を行う施設であったが、24年度から、発達障害児をも対象とした福祉型障害児入所施設に変更。新たに発達障害児、その保護者等を対象とした「家族短期入所事業」（注）を開始。同事業の実施に当たり、新たな施設を整備せず、研修棟及び宿泊棟を活用 (注) 発達障害児、その保護者等を短期間入所させ、発達障害児に対する余暇やソーシャルスキルを中心とした療育、発達障害児の保護者に対する療育相談や勉強会などを実施する事業。平成24年度は27日間教室及び宿泊施設を使用（予定を含む。）</p> <p>→ 研修施設の一体的な運用に向けた見直しを予定しているものが2府省、研修施設の廃止を含めた抜本的な見直しを行うこととしているものが1府省、改善措置を検討中のものが1府省</p>

主 な 勧 告 事 項	関係府省が講じた改善措置状況								
<ul style="list-style-type: none"> 稼働率が低調（教室平均稼働率10.4%、宿泊施設の稼働率18.3%）であり非効率な状況。研修施設の共同利用による府省内での一体的な運用等による有効活用が必要（情報通信政策研究所） 	<p>⇒ 省内での共同利用又は他府省への貸出しにより研修施設の有効活用を図っているものが2府省、研修施設の廃止・他施設への統合に向けた準備を実施中のものが1府省、省内での共同利用に向けた準備を実施中のものが1府省</p>								
<ul style="list-style-type: none"> 稼働率が低調（教室平均稼働率18.6%、宿泊施設の稼働率7.7%）であり非効率な状況。情報通信政策研究所への移転等と共同研修所（西ヶ原）への移転等に要する経費比較など、移転について総合的な比較検討が必要（統計研修所） 研修を特定の支所に集約して実施することにより、稼働率が低調となっている支所あり。研修の集約化を推進するとともに、省内の他の研修機関との研修施設の共同利用による府省内での一体的な運用が必要（法務総合研究所札幌支所、仙台支所、名古屋支所及び福岡支所） 稼働率が低調（教室平均稼働率14.5%、宿泊施設の稼働率18.9%）であり非効率な状況。同一府省の研修施設が約600m圏内に所在しているほか、同一ブロック内に複数の研修施設が所在しており、研修施設の共同利用による省内での一体的な運用が必要（農林水産研修所本所） 稼働率が低調（教室平均稼働率14.5%）であり非効率な状況。実施されている研修のほとんどが座学形式で、他の施設でも実施可能であるため、研修施設の共同利用による省内での一体的な運用が必 	<p>【総務省】</p> <p>→ 統計研修所は、平成26年中の研修開始を目指し、情報通信政策研究所庁舎内（国分寺市）への移転を決定（平成23年8月3日決定）</p> <p>⇒ 統計研修所の情報通信政策研究所庁舎内への移転に向け、事務スペースの確保、移転後における研修室や共用スペース等の施設の維持管理方法、研修の実施計画等の決定のための作業を実施中</p> <p>【法務省】</p> <p>→ 平成23年度以降の研修施設の運営実態を把握・分析した上で、平成24年度中を目指し研修施設の有効活用等の方策について検討予定</p> <p>⇒ 各支所が実施する研修を集約して実施する取組を推進するとともに、平成24年度から、各支所から省内関連機関等に対する支所施設利用状況の提示及び省内関連機関研修事務担当者連絡会等を定期的に開催する体制の構築により、各支所施設の利用に関し、省内関連機関との情報交換及び連携を強化</p> <p>また、平成23年度中に各支所施設の他府省への使用承認基準及び手続を定めて各支所に通知</p> <p>(注) 施設稼働率の推移</p> <table> <tbody> <tr> <td>札幌支所：平成21年度16.9%</td> <td>→ 23年度31.1%</td> </tr> <tr> <td>仙台支所：同20.7%</td> <td>→ 同25.4%</td> </tr> <tr> <td>名古屋支所：同54.5%</td> <td>→ 同58.6%</td> </tr> <tr> <td>福岡支所：同32.6%</td> <td>→ 同34.4%</td> </tr> </tbody> </table> <p>【農林水産省】</p> <p>→ 省内の各研修施設の研修計画が策定された段階で、それぞれの研修計画等の情報の共有化を図ることを予定。その上で、研修施設の一体的な運用に向け、共同利用を行うなどの検討（平成23年10月～11月頃を目指す）を進める予定。</p> <p>⇒ 研修施設の省内での一体的な運用に向けて、平成23年度以降、参加型講義の増加など研修ニーズを踏まえ、教室を演習室に模様替えなどの施設の改修を実施。また、平成24年7月から、関係する研修機</p>	札幌支所：平成21年度16.9%	→ 23年度31.1%	仙台支所：同20.7%	→ 同25.4%	名古屋支所：同54.5%	→ 同58.6%	福岡支所：同32.6%	→ 同34.4%
札幌支所：平成21年度16.9%	→ 23年度31.1%								
仙台支所：同20.7%	→ 同25.4%								
名古屋支所：同54.5%	→ 同58.6%								
福岡支所：同32.6%	→ 同34.4%								

主 な 勧 告 事 項	関係府省が講じた改善措置状況
<p>要（農林水産研修所つくば館）</p> <ul style="list-style-type: none"> 稼働率が低調（教室平均稼働率11.8%、宿泊施設の稼働率15.6%）であり非効率な状況。実施されている研修は近隣の庁舎や国土交通大学校等でも実施可能であり、大規模修繕時に廃止を含めた抜本的な見直しが必要（予算執行調査（平成20年度）においても、将来的に当該施設を廃止し、近接する庁舎や国土交通大学校を活用すべきと指摘）（国土技術政策総合研究所研修センター） 稼働率が低調（教室平均稼働率23.1%、宿泊施設の稼働率20.0%）であり非効率な状況。実施されている研修のうち座学や演習形式の研修は他の施設でも実施可能であり、省内の他の研修施設で研修を実施するなどによる施設の規模・機能の縮小又は有効活用が必要（関東地方整備局関東技術事務所） 施設を効率的に稼働する余地があり、省内の非効率な状況となっている研修施設との共同利用による省内での一体的な運用が必要（国土交通大学校小平本校、柏研修センター） 	<p>関の担当者が、施設の共同利用に向けた環境整備として、施設の情報や研修プログラムに関する相互の情報交換を隨時実施。</p> <p>【国土交通省】</p> <ul style="list-style-type: none"> 国土技術政策総合研究所研修センターは、大規模修繕時に廃止を含めた抜本的な見直しを予定 <p>関東地方整備局関東技術事務所は、材料試験室等の施設を使用する研修以外は国土交通大学校小平本校・柏研修センター等に移行する方向で検討</p> <p>国土交通大学校小平本校及び同柏研修センターでは、関東地方整備局関東技術事務所で行われている研修の一部を受け入れ、有効活用を図る予定</p> <ul style="list-style-type: none"> 国土技術政策総合研究所研修センターは、廃止を含めた抜本的な見直しまでの間、研修以外の複合的な用途（会議、研究、講演会、実習生受け入れ等）の利用が促進されるよう、平成23年9月、関係各局に利用案内の周知を実施 <p>平成23年度の実績として、教室等は会議、講習会、シンポジウム等に、宿泊施設は実習生の受け入れ等に利用</p> <p>(注) 会議、講習会等で12日間施設を貸出し。また、実習生受け入れで41日間教室等及び宿泊施設を活用</p> <p>関東地方整備局関東技術事務所は、平成23年度の試行結果を踏まえ、24年度は、材料試験室等の施設を使用する研修以外は国土交通大学校小平本校及び同柏研修センターに移行するとともに、研修員宿泊所は廃止する方向で準備</p> <p>国土交通大学校小平本校及び同柏研修センターでは、関東地方整備局関東技術事務所で行われている研修の一部を受け入れ、教室及び宿泊施設を有効活用</p> <p>(注) 平成24年度は29研修を受け入れ（予定も含む。）</p>
<p>○ 研修以外の機能が移転可能となった場合は廃止が必要（1府省1研修施設）</p> <ul style="list-style-type: none"> 年間の研修実施日数が6日と極めて低調。また、危機管理施設（油汚染鳥の治療・リハビリの二次処理施設）としての利用実績なし。当該施設以外にも、全国には油汚染鳥の受け入れ対応可能な救護施設が所在（水鳥救護研修センター） 	<p>【環境省】</p> <ul style="list-style-type: none"> 研修施設として有効活用を図るため、他団体に研修の場として施設を提供。また、近隣の他施設等への機能移転について、平成23年中を目途にアンケートにより周辺の自治体の意向を照会し、把握する予定 平成23年12月、近隣の他施設等への危機管理機能の移転について周辺の自治体の意向を照会したが、受け入れを希望する自治体はなし。次期大規模修繕時（平成35年頃）までに危機管理機能の近隣他施設等へ

主な勧告事項	関係府省が講じた改善措置状況
<p>(2) 宿泊施設を廃止等することが可能とみられるもの</p> <p>(勧告要旨)</p> <p>② 民間宿泊施設に宿泊する場合に比べて、国費の支出が割高になっている宿泊施設については、廃止又は維持管理経費の節減等を実施し、これらの取組を講じても、依然として国費の支出が割高となる場合は、宿泊施設を廃止又は縮小すること。(内閣府、総務省、法務省、農林水産省、経済産業省、国土交通省)</p> <p>(調査結果)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 研修の受講者一人一泊当たりの維持管理経費等と国の機関が所有する施設に宿泊する場合に支給される一泊当たりの旅費（通常2,080円）との合計金額が、民間宿泊施設に宿泊する場合に支給される一泊当たりの旅費（通常5,910円）よりも割高になっているものあり。 <p>これらの宿泊施設については維持管理経費の節減等を実施し、これらの取組を講じても依然として国費の支出が割高となる場合は、廃止又は縮小が必要（6府省14研修施設）</p>	<p>の機能移転を検討予定。また、研修施設として有効活用を図るため、前年に引き続き他団体に研修の場として提供。</p> <p>(注) 平成23年度は民間団体が実施する2研修に施設を貸出し</p> <p><改善措置状況></p> <p>→ 宿泊施設を廃止したものが1府省1研修施設、廃止を予定しているものが2府省6研修施設、維持管理経費の削減の措置を講じているものが5府省7研修施設</p> <p>⇒ 宿泊施設を廃止したものが2府省7研修施設、廃止を予定しているものが1府省1研修施設、維持管理経費の削減の措置を講じているものが4府省6研修施設</p> <p>[改善事例]</p> <p>【農林水産省】</p> <p>(東北農政局土地改良技術事務所)</p> <p>→ 宿泊施設を平成23年度に廃止し、財務省に管理換え予定</p> <p>⇒ 平成24年2月21日用途廃止、24年3月28日管理換え完了</p> <p>(注) 一人一泊当たりの維持管理経費等と旅費との合計金額：6,655円</p> <p>(関東農政局土地改良技術事務所)</p> <p>→ 平成23年度から、宿泊施設の維持管理経費の節減の取組（食堂業務の廃止、清掃業務の契約方法の見直し等）を実施するとともに、今後、廃止に向けた検討を予定</p> <p>⇒ 平成24年度末を目途に宿泊施設の機能廃止を予定</p> <p>(注) 一人一泊当たりの維持管理経費等と旅費との合計金額：9,869円</p> <p>(東海農政局土地改良技術事務所)</p> <p>→ 宿泊施設を平成23年度に廃止し、財務省に管理換え予定</p> <p>⇒ 平成23年6月17日用途廃止、24年3月29日管理換え完了</p>

主な勧告事項	関係府省が講じた改善措置状況
<p>(3) 体育施設を廃止等することが可能とみられるもの</p> <p>(勧告要旨)</p> <p>③ 体育施設を設置する必要性が乏しいなど、廃止等することが可能と指摘した体育施設については、体育施設の種類や形状等を踏まえ、廃止等すること。(内閣府、総務省、法務省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省) また、体育施設の跡地を処分する必要のあるものについては、売却すること。(国土交通省)</p> <p>(調査結果)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 体力の向上等を目的とした研修や、長期かつ多数の受講者を対象とした研修を実施しておらず、研修を実施するに当たって、必ずしも体育施設を設置する必要がないと考えられるものあり。これらの体育施設の稼働率は平均で1.3%（年間で3日間）で、全く利用していないものもあり、稼働率は極めて低調 これらの体育施設については、種類や形状等を踏まえ、廃止、縮小、有効活用することが必要（7府省16研修施設） 	<p>(注) 一人一泊当たりの維持管理経費等と旅費との合計金額：17,503円</p> <p>【国土交通省】 (北海道開発局研修センター)</p> <p>→ 清掃業務を施設利用に支障が出ない最低限の回数に減らすなど経費削減を図るとともに、研修以外の用途にも宿泊施設を活用するなど一層の有効活用を図る予定</p> <p>⇒ 研修実施期間の集中化（5月から12月まで）、庁舎保守関連業務（電気設備・電話設備）、施設管理関連業務（清掃業務・給食業務）などの見直しを順次実施。平成23年度においては、21年度と比較して約670万円維持管理経費を削減。また、23年度から当センターを利用して実施する講習会、会議等の研修以外の用途でも宿泊施設の利用を推進し、有効活用。</p> <p><改善措置状況></p> <p>→ 体育施設を廃止したものが3府省7研修施設、廃止を予定しているものが4府省5研修施設、改善措置を検討中のものが1府省4研修施設</p> <p>⇒ 体育施設を廃止したものが4府省9研修施設、廃止を予定しているものが3府省3研修施設、体育施設の有効活用を図っているものが1府省4研修施設</p> <p>[改善事例] 【法務省】 (法務総合研究所各支所（札幌、仙台、名古屋及び福岡）) → 体育施設（体育館）の稼働状況等を分析した上で、平成24年度中を目途に有効活用等の方策について検討予定</p>

主な勧告事項	関係府省が講じた改善措置状況
<p>○ 研修で利用していなかった体育施設を廃止したものの、跡地が効率的に活用されていないものあり（東北地方整備局東北技術事務所）</p> <p>(4) 研修施設の共同利用の推進 (勧告要旨)</p> <p>④ 複数の研修機関を設置している府省にあっては、研修施設の利用実態や研修の実施状況等を踏まえ、研修施設の共同利用による府省内での一体的な運用を行うことなどにより、研修施設の縮小、定員の合理化又は有効活用を一層推進すること。（総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省）</p> <p>また、研修施設を設置している府省にあっては、必要に応じて、</p>	<p>(注) 札幌支所、仙台支所及び名古屋支所の体育館は研修施設と一体であり、また、福岡支所の体育館の周囲は崖地で、体育館の敷地に接した公道がとれず、いずれも体育館単独での処分等は不可能</p> <p>⇒ 省内各局への利用の依頼等体育施設（体育館）の有効活用方策を講じた結果、いずれの支所においても、23年度の体育館稼働率は21年度比で増加</p> <p>平成24年度以降も更なる有効利用方策を実施（省内関係機関との情報交換及び連携の強化、他府省に対する貸出手続の整備）</p> <p>名古屋支所の体育施設（テニスコート）については、利用を中止</p> <p>(注) 体育施設稼働率 札幌支所：0.4%→31.1%、仙台支所：1.7%→18.9%、 名古屋支所：2.5%→23.4%、福岡支所：2.5%→21.7%</p> <p>【国土交通省】 (国土交通大学学校柏研修センター) → 体育館兼講堂については今後廃止予定。グラウンドについては用途廃止の可否について平成23年度を目途に検討予定。テニスコートについては、工作物の撤去費用等について今後検討予定 ⇒ 体育施設（体育館兼講堂、グラウンド及びテニスコート）について、平成24年8月1日をもって用途廃止</p> <p>【国土交通省】 (東北地方整備局東北技術事務所) → 平成25年度中を目途に体育施設（テニスコート）の跡地を売却予定。 ⇒ 体育施設（テニスコート）の跡地を平成25年度中に売却するため、23年度において、テニスコート敷地の土壤汚染調査を実施したほか、現在、地下埋設物の撤去や用地測量などを実施中</p>

主な勧告事項	関係府省が講じた改善措置状況
<p>研修施設の貸出しに係るマニュアル等を整備するなど、全府省間での共同利用を推進するための環境を整備すること。（総務省、法務省、外務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省）</p>	<p>（調査結果）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 研修施設の効率的な運用に資するためには、その利用実態や研修の実施状況等を踏まえ、近隣に所在する同一府省の他の研修機関と研修施設を共同利用することにより、研修施設の縮小、定員の合理化又は有効活用を推進する余地あり（6府省）
	<p>＜改善措置状況＞</p> <ul style="list-style-type: none"> → 保有する一部の研修施設で共同利用を行うこと等としたものが4府省、共同利用による府省内での一体的な運用を予定しているものなどが1府省、改善措置を検討中のものが1府省 ⇒ いずれの府省でも、保有する一部の研修施設で共同利用を実施 <p>〔改善事例〕</p> <p>【法務省】</p> <ul style="list-style-type: none"> → 平成23年度以降の研修施設の運営実態を把握・分析した上で、24年度中を目途に研修施設の有効活用等の方策を検討予定 ⇒ 平成24年度から各支所において、省内関連機関研修事務担当者連絡会等を定期的に開催する体制を構築し、各支所施設の利用に関し、省内関連機関との情報交換及び連携を強化。法務総合研究所仙台支所では、矯正研修所仙台支所が実施する11研修に施設を貸出し（23年度） <p>【財務省】</p> <ul style="list-style-type: none"> → 財務総合政策研究所の南九州研修支所分室について、行政財産の効率化を図るため、平成22年度末で実質廃止。他の研修施設についても有効活用に努める予定 ⇒ 財務総合政策研究所の南九州研修支所分室について、平成24年1月13日付けで用途廃止 また、税務大学校では、同一の合同庁舎に入居する研修施設からの教室使用の申出を支障が生じない範囲で認めることにより施設を有効に活用（財務総合政策研究所北九州支所が実施する研修のため、税務大学校福岡研修所の教室を使用（平成23年度）） <ul style="list-style-type: none"> → 研修施設の貸出しに係る規程を整備するなど環境整備を行ったものが1府省、環境整備を行うことを予定しているものが5府省、改善措置を検討中のものが3府省 ⇒ 研修施設の貸出しに係る規程を整備するなど環境整備を行ったものが7府省、環境整備を行うことを予定しているものが2府省

主な勧告事項	関係府省が講じた改善措置状況
<p>の環境整備がなされていなかったことを理由に断った例あり</p> <p>(5) 研修業務に係る実施体制の見直しの推進 (勧告要旨)</p> <p>⑤ おおむねブロック単位に地方研修支所等を設置している府省にあっては、研修施設ごとの実態を踏まえ、当該研修施設における専任の研修担当職員の兼務化等要員配置の効率化により、研修業務に係る実施体制の見直しを一層推進すること。(国家公安委員会(警察庁)、財務省、国土交通省)</p> <p>(調査結果)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 効率的な研修業務の実施の観点から、地方支分部局のブロック単位機関の職員が地方研修支所等における研修担当職員を兼務することにより研修業務を実施しているものがある一方、専任の研修担当職員を配置しているものあり <p>スケールメリットを生かした体制の下で効率的に研修業務を実施する観点から、地方支分部局等の同一敷地内やその近隣で研修業務を実施している地方研修支所等においては、研修施設ごとの実態を踏まえ、専任の研修担当職員の兼務化等要員配置の効率化により、研修業務の実施体制の見直しを推進する余地あり（3府省）</p>	<p>[改善事例] 【法務省】</p> <p>→ 他府省から研修施設の貸出し申出があった場合には柔軟に対応できるよう、平成23年度中を目途にその環境を整備すべく検討中 ⇒ 法務総合研究所及び矯正研修所においては、平成23年度中に、施設の他府省への使用承認基準及び手続を定めて各支所に通知し、全府省間での共同利用を推進するための環境を整備</p> <p>【外務省】</p> <p>→ 関係部局と調整しつつ、平成23年度を目指して環境を整備予定 ⇒ 平成24年4月、外務省研修所施設使用規則の一部を改訂するとともに、申請書の様式、使用的手続及び使用についての注意事項を新たに定め、府省間の共同利用のための環境を整備</p>
	<p>＜改善措置状況＞</p> <p>→ いずれの府省も、兼務化等要員配置の効率化を行い、定員の合理化等を実施又は実施予定 ⇒ いずれの府省も、兼務化等要員配置の効率化を行い、定員の合理化等を実施</p> <p>[改善事例] 【国家公安委員会（警察庁）】</p> <p>→ 各管区警察学校に配置されている専任の研修担当職員について、業務を見直すとともに、兼務化等要員配置の効率化を行った結果、平成23年度に計7人の定員を削減</p>

主な勧告事項	関係府省が講じた改善措置状況
<p>2 効率的な研修実施の推進</p> <p>(1) 独立した研修コースとして実施する必要性が乏しいもの</p> <p>(勧告要旨)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>関係府省は、研修の効率的、効果的な実施を図る観点から、以下の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 研修施設において実施している次の研修については、廃止すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> i) 業務に直接関係しない内容の研修 ii) 業務遂行上保有することが必須ではない資格の取得を目的として行っている研修 iii) 簿記に関する基礎的な知識を付与するための研修 <p>(内閣府、農林水産省、経済産業省、国土交通省)</p> </div> <p>(背景事情等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 研修施設においては、一般的な知識を付与する研修、階層別研修、専門研修等の多くの種類の研修を実施。研修の実施方法は、合宿形式、集合形式、通信講座の受講、e-ラーニング等多様 ○ 毎年度の予算編成の方針において、ムダづかいや不要不急な事業を根絶することとされており、研修についても、その必要性の検証や実施方法等の不断の見直しが求められる。 <p>(調査結果)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 独立した研修コースとして実施する必要性が乏しいもの <ul style="list-style-type: none"> ア 国が費用を負担して業務に直接関係しない内容の研修を実施しているもの（内閣府沖縄総合事務局研修所の1研修） イ 国が費用を負担して業務遂行上保有することが必須ではない資格の取得を目的として行っている研修を実施しているもの（1府省8研修施設の21研修） 	<p>⇒ 各管区警察学校に配置されている専任の研修担当職員について、業務を見直すとともに、兼務化等要員配置の効率化を行った結果、平成24年度に計3人の定員を削減</p>
	<p><改善措置状況></p> <p>【内閣府】 (沖縄総合事務局研修所) <ul style="list-style-type: none"> → 「単身赴任者研修」については、平成22年末で廃止 ⇒ 措置済み → 指摘した全ての研修について、平成22年度末で廃止 ⇒ 措置済み <p>[改善事例] 【農林水産省】</p> </p>

主な勧告事項	関係府省が講じた改善措置状況
<p>ウ 国が費用を負担して簿記に関する基礎的な知識を付与するための研修を実施しているもの（3府省3研修施設の3研修(注)） (注) 1府省1研修施設の1研修については、当省の調査途上において、既に研修を廃止している。</p>	<p>(農林水産研修所つくば館) → 資格取得を目的に実施されていた「乾燥貯蔵施設研修」について、平成22年度末で廃止 ⇒ 措置済み (北陸農政局土地改良技術事務所) 技術士技能講習会は、技術士の資格取得を目的としていたことから、平成23年度より廃止 ⇒ 措置済み</p> <p>→ 指摘した全ての研修について、平成22年度中に廃止 ⇒ 措置済み</p>
<p>(2) 府省内の複数の研修機関で重複した内容の研修を実施しているもの等 (勧告要旨)</p> <p>② 府省内の複数の研修機関で重複した内容の研修を実施しているもの等については、研修の集約化、共通課程の合同実施など、実施方法等の見直しにより、研修経費の縮減を推進すること。(財務省、厚生労働省、国土交通省)</p> <p>(調査結果)</p> <p>○ 府省内の複数の研修機関で重複した内容の研修を実施しているものなど</p>	<p>[改善事例] 【経済産業省】 (経済産業研修所) → 単体で実施していた簿記3級相当の知識を付与する研修は平成22年度末に廃止 ⇒ 措置済み 【国土交通省】 (四国地方整備局四国技術事務所) → 企業会計の基礎的知識を習得し、公会計の見直しに対応するために実施していた「企業会計基礎」研修は、平成22年度中に廃止 ⇒ 措置済み</p> <p><改善措置状況></p>

主 な 勧 告 事 項	関係府省が講じた改善措置状況
<p>ア 同じ職務経験を有する職員を対象として実施する階層別研修を、省内の複数の研修施設それぞれにおいて実施しているもの（国土交通大学と地方整備局）</p>	<p>【国土交通省】 (国土交通大学校柏研修センター) → 「初任係長（地方ブロック）研修」については、平成 23 年 4 月以降に実施される全ての研修で、地方整備局及び北海道開発局と共に課程の合同実施 ⇒ 措置済み</p>
<p>イ 研修施設の支所が企画して集合形式による語学研修を実施しているにもかかわらず、別途、より高額な経費（一人当たり 30 万円程度）を要する語学学校に通学する同程度の内容の語学研修を実施しているもの（税関研修所名古屋支所）</p>	<p>【財務省】 (税關研修所名古屋支所) → 語学研修については、平成 23 年度実施分から、語学学校への通学を研修支所施設での実施に変更する等の見直しを行って一般競争入札を実施し、研修経費を節減 ⇒ 措置済み</p>
<p>ウ 講義中心の研修について、その内容上特段の必要性がないにもかかわらず他の研修施設で実施しているもの（国立武藏野学院児童自立支援専門員養成所）</p>	<p>【厚生労働省】 (国立児童自立支援施設国立武藏野学院附属児童自立支援専門員養成所、国立きぬ川学院（研修棟）) → 国立武藏野学院附属児童自立支援専門員養成所における研修については、平成 23 年度から、研修内容の見直しを行い、女子児童についてのフィールドを活用した実習に重点を置く部分に限り国立きぬ川学院（女子児童の自立支援施設）で実施 ⇒ 措置済み</p>

(3) 研修の実施方法を見直す必要があるとみられるもの

(勧告要旨)

③ 応用的なパソコンソフトの操作に関する知識及び簿記に関する中級程度以上の知識を付与するための研修を合宿形式で実施しているものについては、研修に係る経費、研修効果等を勘案した上で、集合形式、事業者が実施する研修への通学、通信教育の受講への移行などの見直しを行うこと。（内閣府、経済産業省、国土交通省）

(調査結果)

○ 研修の実施方法を見直す必要があるとみられるもの

ア 国が費用を負担して応用的なパソコンソフトの操作に関する知識を付与する研修を研修施設において合宿形式で実施しているもの（内閣府沖縄総合事務局研修所の 1 研修）

<改善措置状況>

【内閣府】

(沖縄総合事務局研修所)

→ 「情報化研修」については、平成 23 年度から、合宿形式から集合形

主な勧告事項	関係府省が講じた改善措置状況
<p>イ 国が費用を負担して簿記に関する中級程度以上の知識を付与する研修を研修施設において合宿形式で実施しているもの（2府省2研修施設の2研修）</p> <p>（4）研修の在り方を見直す必要があるとみられるもの （勧告要旨）</p> <p>④ 農林水産省は、農林水産研修所つくば館水戸ほ場で行う研修について、需要を的確に把握するとともに、研修コースや研修内容等を点検し、抜本的な見直しを行うこと。 なお、近隣の専門学校等一部の特定の者からの要請に応じて実施している研修については、廃止すること。</p> <p>（調査結果）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 研修施設の本来の設置目的外の研修を実施しているなど、研修の在り方を見直す必要があるもの（農林水産研修所つくば館水戸ほ場） 	<p>式へ移行 ⇒ 「内閣府人材育成・活用方針」（平成23年12月）、職員のニーズ等を踏まえて研修計画を見直し、平成24年度は「情報化研修」の実施を見送り</p> <p>→ 指摘した全ての研修について、平成22年度末で廃止 ⇒ 措置済み</p> <p>【経済産業省】 (経済産業研修所) → 簿記に関する中級程度以上の知識を付与するための研修（簿記2級）について、平成22年度に廃止 ⇒ 措置済み</p> <p>【国土交通省】 (国土交通大学校柏研修センター) → 平成22年度まで実施していた簿記研修については、研修経費や研修効果等を勘案し廃止 ⇒ 措置済み</p> <p><改善措置状況> 【農林水産省】 (農林水産研修所つくば館水戸ほ場) → 平成24年度から需要を踏まえた研修体系として円滑にスタートできるよう、受講者アンケートや研修予定者数と実績の差を把握・分析することにより、研修内容を抜本的に見直すべく検討中。また、研修施設の本来に設置目的外となっていた特別研修を平成23年度に廃止し、地域の指導者である農業者を主たる対象に農作業安全に関する研修等を実施するための規程を23年9月を目途に策定予定</p>

主な勧告事項	関係府省が講じた改善措置状況
<p>3 研修に係る運営の適正化</p> <p>(1) 研修施設における調達等の適正化</p> <p>(勧告要旨)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>関係府省は、契約の適正化及び予算の効率的な執行を図る観点から、次の措置を講ずる必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 国立保健医療科学院の宿泊施設に係る運営業務については、公募による国有財産の有償の使用許可等に移行すること。(厚生労働省) ② 分割発注により少額随意契約としている清掃業務については、一括発注することで一般競争契約へ移行すること。(農林水産省) ③ 宿泊施設の各居室に設置されているテレビについては、処分等すること。(内閣府、法務省、外務省) </div> <p>(背景事情等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 政府は、「公共調達の適正化に関する関係省庁連絡会議」の申合せ(平成18年2月及び19年11月)等に基づき、調達については随意契約から一般競争契約への移行などに取り組んできているが、国の支出を抑える観点から更なる徹底が求められるところ <p>(調査結果)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 宿泊施設に係る運営業務を競争性の高い契約方式への移行が可能でありながら、永年にわたり所管公益法人に随意契約により委託しているもの(国立保健医療科学院) ○ 清掃業務の契約を一括で発注することが可能と考えられるが、分割発注し、それぞれ少額随意契約で締結しているもの(関東農政局土地改良技術事務所) 	<p>⇒ 平成23年12月、農業機械化研修の効率的、効果的な実施に向けた将来方向を策定</p> <p>これにのっとり、平成24年度から、農作業安全研修の内容の充実強化、民間と協調した無人ヘリコプターによる新たな安全研修・訓練の実施など、多様なニーズに対応すべく研修機能の強化を図ることとして、新たな体系に基づき研修を実施。地域の指導者を対象に含めた農作業安全に関する研修等の新たな研修規程についても策定済み</p>

主な勧告事項	関係府省が講じた改善措置状況
<p>○ 宿泊施設の各居室にテレビを設置しており、NHK受信料等の継続的な維持管理経費を支出しているもの（4府省4研修施設(注) (注) 1府省1研修施設は、当省の調査途上において、既にテレビを処分</p>	<p>⇒ 措置済み → 指摘した全ての研修施設では、テレビの処分等を実施 ⇒ 措置済み</p>
<p>(2) 食堂施設の運営の適正化 (勧告要旨)</p> <p>関係府省は、研修施設における食堂に係る予算執行の効率化を図る観点から、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 食堂業務に委託費等を支出している研修施設については、食堂施設の使用許可に変更するなど、国費の支出を要しない方法に移行すること。（総務省、農林水産省、国土交通省）</p> <p>② 食堂業務を直営で実施している研修施設については、職員の再配置などを積極的に推進し、国費の支出を要しない方法に移行すること。（内閣府、国家公安委員会（警察庁）、農林水産省、国土交通省）</p> <p>(背景事情等)</p> <p>○ 食堂の運営に関しては、「独立行政法人の法定外福利厚生費の見直しについて」（平成22年5月6日付け総務省行政管理局長から各府省官房長あて事務連絡）により、独立行政法人に対して、食堂の運営費・業務委託費、食券交付等の食事補助の支出の速やかな廃止を要請することとされている。国の研修施設においても同様の措置を講じ、国費の支出を極力抑えることが重要</p>	<p>[改善事例] 【外務省】 (外務省研修所) → 平成23年3月に合宿棟宿泊室内のテレビ80台を処分し、23年度NHK受信契約を上記廃棄台数分削減 ⇒ 措置済み</p>

主な勧告事項	関係府省が講じた改善措置状況
<p>(調査結果)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 民間業者と食堂業務の委託契約を締結するなどにより、委託費等の国費を支出しているもの（3府省9研修施設(注)） (注) 1府省1研修施設は、山間へき地に所在しており、周辺に食堂等の食事提供施設が無い。 	<p>＜改善措置状況＞</p> <p>→ 食堂業務の廃止等国費を支出しない方法に移行したものが3府省6研修施設、移行を予定しているものが1府省1研修施設、改善措置を検討中のものが1府省1研修施設 ⇒ 食堂業務の廃止等国費を支出しない方法に移行したものが3府省7研修施設、移行を予定しているものが1府省1研修施設</p> <p>[改善事例]</p> <p>【総務省】 (情報通信政策研究所) → 平成23年3月末をもって食堂業務に係る委託契約を終了 ⇒ 措置済み</p> <p>【国土交通省】 (中部地方整備局中部技術事務所) → 平成23年度限りで食堂業務の委託契約は廃止予定 ⇒ 平成23年度限りで食堂業務の委託契約は廃止し、24年度から弁当宅配方式に移行</p> <p>→ 食堂業務の廃止等国費を支出しない方法に移行したものが1府省1研修施設、移行を予定しているものが3府省11研修施設 ⇒ 食堂業務の廃止等国費を支出しない方法に移行したものが2府省2研修施設、移行を予定しているものが2府省10研修施設</p>
<ul style="list-style-type: none"> ○ 職員を配置して直営で食堂業務を実施し、国費を支出しているもの（5府省15研修施設(注)） (注) 2府省3研修施設は、平成22年度から国費を支出しない方法に変更、又は、法令において食事を無料で支給するとされている。 	<p>[改善事例]</p> <p>【国家公安委員会（警察庁）】 (東北管区警察学校) → 国費の支出額を減少させる観点から、食堂の利用が少ない時期等の食堂に係る非常勤職員の勤務日数・時間の見直しを実施。なお、引き続き食堂に配置している職員の退職不補充の徹底を図るなどして、順次直営による食堂業務を廃止予定 ⇒ 平成26年度から、直営による食堂業務を廃止予定</p> <p>【農林水産省】 (九州農政局土地改良技術事務所) → 平成22年度に食堂業務の運営を廃止 ⇒ 措置済み</p>

主　な　勧　告　事　項	関係府省が講じた改善措置状況
<p>(3) 旅費の節減に係る取組の徹底</p> <p>(勧告要旨)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>関係府省は、予算の適正な執行を図る観点から、交通費を要しない日がある場合の日額旅費の支給について、早急に減額調整を実施する必要がある。(外務省、農林水産省、国土交通省)</p> </div> <p>(背景事情等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 日額旅費の減額調整については、「旅費業務の抜本的効率化について」(平成20年11月14日各府省情報化統括責任者(C I O)連絡会議決定)において、各府省において遅くとも平成20年度中に「旅費業務に関する標準マニュアル」(平成20年11月14日各府省等申合せ)に沿って旅費業務に係る規程類等を改正し、研修期間中、移動を伴わない日がある場合には、支給される日額旅費の額から交通費を減額調整(注)することとされている。 <p>(注) 研修に係る旅行の行程が8キロメートル以上16キロメートル未満又は引き続き5時間以上8時間未満の場合は、日額旅費の額から210円が減額されることとなる。</p> <p>(調査結果)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 研修期間中、移動を伴わない日の日額旅費の支給について、減額調整を行っていないもの(3府省 16研修施設) 	
<p>(4) 研修に係る費用負担の適正化</p> <p>(勧告要旨)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>関係府省は、研修施設における研修の適正な実施及び予算の効率的な執行を図る観点から、研修対象以外の受講者を受け入れるに当たっては、当該受講者から受講料や宿泊費など研修に係る実費相当分の費用を徴収する必要がある。(内閣府、総務省、国土交通省)</p> </div>	<p><改善措置状況></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>→ 指摘した全ての研修施設において、平成23年度から減額調整を実施 ⇒ 措置済み</p> </div> <p>[改善事例]</p> <p>【外務省】</p> <p>(外務省研修所)</p> <p>→ 平成23年4月1日から研修旅費の減額調整を実施し、措置を省内に周知 ⇒ 措置済み</p>

主な勧告事項	関係府省が講じた改善措置状況
<p>(背景事情等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 研修施設における研修の実施に当たっては、人件費、講師謝金、光熱水料、清掃費等として国費を支出することとなるが、現下の極めて厳しい財政状況を勘案すると、研修施設の設置目的、研修対象、実施内容等を基に、国が費用を負担すべきか、受講者等に実費相当分の費用負担を求めるべきか等、より厳格な判断が求められる。 <p>(調査結果)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 法令等に定められている研修施設の設置目的に合致しない研修対象以外の受講者に対して、実費負担を求めていないもの（3府省14研修施設） 	<p><改善措置状況></p> <ul style="list-style-type: none"> → 実費負担を求ることを予定しているものが1府省11研修施設、改善措置を検討中のものが1府省1研修施設、その他研修施設自体が廃止されるものなどが2府省2研修施設 ⇒ 実費負担を求ることとしたものが1府省11研修施設、実費負担を求める予定のものが1府省1研修施設、その他研修施設自体が廃止されるものなどが2府省2研修施設
<p>4 研修施設の運営実態の把握・分析の推進</p> <p>(勧告要旨)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>関係府省は、研修施設のコスト縮減や効率的な研修の実施等を推進する観点から、所管するすべての研修施設の運営実態を統一的に把握する仕組みを整備するとともに、それらの分析の結果に基づいて、研修施設の見直し等を実施する必要がある。（内閣府、国家公</p> </div>	<p>[改善事例]</p> <p>【国土交通省】 (航空保安大学校)</p> <ul style="list-style-type: none"> → 平成24年度から、受講対象者以外の受講者から受講料や宿泊費など研修に係る実費相当分の費用を徴収予定 ⇒ 平成24年度から、国の職員以外の者を研修生として受け入れる際に、研修施設利用経費、光熱水料、消耗品等経費、印刷経費、通信運搬費等につき、実費相当分の費用を徴収 <p>(北海道開発局研修センター)</p> <ul style="list-style-type: none"> → 平成24年度からの実費相当分の費用の徴収に向けて、徴収すべき費用、算出根拠及び徴収方法等の検討を23年度において進める予定 ⇒ 平成24年度から、研修対象以外の受講者を受け入れる際には、教材費、水光熱費等の実費相当分の費用を徴収

主 な 勧 告 事 項	関係府省が講じた改善措置状況
<p>安委員会（警察庁）、総務省、法務省、外務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省）</p> <p>(背景事情等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 各府省が平成 22 年から実施している「行政事業レビュー」においては、各府省が自ら率先して、効率性や効果の面から事業の十分な実態把握を行い、組織や制度の不断の見直しを図ることとされており、研修施設についても、府省全体として同様の観点からの見直しが必要 <p>(調査結果)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 所管する全ての研修施設の稼働状況等を統一的に把握している本府省はなし。 <p>(注) 本府省等に研修計画、研修実績及び施設の稼働状況を全く報告していないものは 4 府省 11 研修施設。研修計画、研修実績及び教室の稼働状況を報告しているものはわずか 2 府省 2 研修施設</p>	<p>＜改善措置状況＞</p> <p>→ 統一的に把握する仕組みを整備したものが 8 府省、整備を予定しているものが 4 府省</p> <p>⇒ 指摘した全ての府省において研修施設の稼働状況を統一的に把握する仕組みを整備。把握結果等を踏まえた見直しを行っているものが 6 府省、今後把握結果の分析等を行う予定のものが 6 府省</p> <p>[改善事例]</p> <p>【総務省】</p> <p>→ 各研修施設の運営状況（平成 23 年度の研修計画及び施設の利用見込み並びに前年度の研修実績及び施設の稼働状況）を把握するため、23 年 6 月に通知を発出</p> <p>⇒ 各研修施設から提出された、研修施設の運営状況（平成 24 年度の研修計画及び施設の利用見込み並びに 23 年度の研修実績及び施設の稼働状況）の報告について取りまとめた結果を受け、情報通信政策研究所については、平成 26 年度からの統計研修所との施設共同利用の開始までの間、周知広報を更に徹底することにより会議等での利用を積極的に推進するとともに、24 年度から、研修生を増加させるため部分受講（聴講）が可能な研修を増やすなどの取組を実施</p> <p>【防衛省】</p> <p>→ 関係機関に対し「職員研修施設に関する調査の結果（勧告）について（通達）」（平成 22 年 12 月 24 日付け防官企第 15829 号事務次官通達）を発出し、23 年度中に、防衛省として防衛大学校、防衛医科大学校及び防衛研究所における研修施設の運営実態を統一的に把握するための要領を検討中</p> <p>⇒ 平成 23 年度実施分から、防衛大学校規則（昭和 36 年防衛庁訓令第 81 号）第 19 条第 4 項、防衛医科大学校規則（昭和 49 年防衛庁訓</p>

主　な　勧　告　事　項	関係府省が講じた改善措置状況
	令第 28 号) 第 25 条及び防衛研究所規則(昭和 33 年防衛庁訓令第 71 号)第 14 条の規定に基づく防衛大臣への教育訓練等の報告において、防衛大学校、防衛医科大学校及び防衛研究所における研修施設の稼働状況を報告する仕組みを整備